

令和7年度 立川市立立川第六中学校『学校経営計画』概要版

校長 三浦 光義

立川市教育委員会 教育目標

(平成27年4月16日教育委員会決定)

- 生きる力をはぐくみ、確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立とうとするひとづくり
- いつでも、どこでも、だれでも自由に学べるひとづくり
- いきいき健康、生涯スポーツを目指すひとづくり
- 歴史や伝統文化を継承し発展させるひとづくり
- 国際社会で主体的に貢献し活躍するひとづくり

立川市教育委員会 令和7年度「学校教育の指針」
(令和7年1月23日資料)

基本方針Ⅰ 学校教育の充実

基本方針Ⅱ 特別支援教育の推進

基本方針Ⅲ 学校教育環境の充実

基本方針Ⅳ 学校給食の提供と食育の充実

基本方針Ⅴ 教育行政の推進

基本方針Ⅵ 学校施設環境の充実

立川市立立川第六中学校 教育目標

知徳体のバランスの取れた生徒の育成、正しい判断で主体的に行動のとれる生徒の育成、個性と想像力にあふれ、勤労の目的を自覚し、意欲的に取り組める生徒の育成を目指して、以下の目標を設定する。

◎自らすすんで学ぶ人 ○健康で心豊かな人 ○責任を果たす人

〔教育基本法 第2条第1号〕幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。(知・徳・体のバランス)

〔学習指導要領〕(現行)

- ・教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成する
- ・知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する
- ・道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成する

〔学校教育法 第30条第2項〕【学力】①基礎的・基本的な知識・技能の習得
②思考力・判断力・表現力その他の能力の育成 ③主体的に学習に取り組む態度の育成

経営方針 学校や地域の伝統を誇りに思い、誰一人取り残すことなく、予測不可能な時代をたくましく生きる生徒の育成

【目指す学校像】六中生としての誇りを自覚できる学校

- ①互いの人権を尊重し、信頼の元に支え励ましあって、夢に向かって努力できる学校。
- ②生徒が学習・生活に全力で打ち込み「わからない」をそのままにしない学校。
- ③楽しさと生きがいを持てる、満足度の高い学校。
- ④保護者・地域に信頼される学校。
- ⑤課題解決に向け組織的に取り組む学校

【目指す生徒像】

六中生としての誇りを持ち、規律を守り主体的に活動する生徒

- ①六中生であることに誇りを持ち、高い目標に向けて主体的に学習・生活に取り組む生徒
- ②自他の良さを認め合い互いに励まし高めあうことのできる生徒
- ③社会のために役立とうとする意識を持ち社会性を身に付けた生徒

教育活動の目標と方策

《教育活動の重点》基礎基本の学力の定着を図り、学ぶ意欲と確かな学力を持った生徒の育成。
人権尊重教育の推進を図り、自尊感情の育成とともに自他の生命尊重、思いやりの心を持つ生徒の育成

1 確かな学力の向上

- (1) 各教科で指導と評価の一体化を目指した指導計画・評価計画で実施する。SDG s教育、デジタル教材の活用を進める。
- (2) 国語、数学、英語において、少人数指導、習熟の程度に応じた指導を展開する。
また、他教科の一斉指導の工夫を行い、誰一人取り残さない個に応じた指導を充実させる。
- (3) 各教科、道徳科の授業の質を向上させる。
 - ① 生徒が興味をもつ教材・題材の授業
 - ② 問題解決的に既習事項を活用する授業
 - ③ 「できた」「分かった」を実感させる授業
 - ④ 交流が活発に行われる授業
 - ⑤ 学習の見通しや課題内容が明確な授業
 - ⑥ 振り返り活動が充実している授業
 - ⑦ 社会や生活に繋がり・広がる授業
 - ⑧ SDG s教育の視点から教科横断的な授業
- (4) 生徒が授業で身に付けた表現力を活用する場面を授業や行事、学年・学級の活動に多面的、多角的に設定し充実を図る。
- (5) スタディールーム・デジタル教材を活用し、家庭学習にも取り組む生徒の育成を図り、家庭学習の習慣化を目指し、自学・自習の能力を育成する。
- (6) 体力測定の結果を体育の授業に活かし、心身ともに健康な生徒の育成、基礎体力、運動能力の向上を図る。
- (7) 9年間の教育活動を見通して、小中連携教育の推進と充実を図る。

2 豊かな心の育成

- (1) 人権や命の大切さを考えさせる学習を通して、人権意識や人権感覚を高める。
「人権教育プログラム」の活用を図るなど、様々な人権課題を考えさせる機会を設けて人権意識を高め、自他の生命を尊重するとともに多様性と調和への理解を深める。
特別な支援を必要とする生徒の共通理解を図り、コーディネーター、立川学校支援員や関係諸機関と連携して特別支援教育を全校体制で展開する。
- (2) 集団における基本的生活習慣の確立と学習環境の整備
「みそあじことば」(身だしなみ・掃除・あいさつ・時間・言葉)を基本とした集団生活の規範に応じた適切な言動を身に付けさせる。
教職員の共通理解と共通実践の指導体制の下、毅然とした姿勢で生活規律と授業規律の徹底を図り、学習の場こふさわしい学校環境の整備を行う。
- (3) 道徳教育を充実させるため、特別の教科道徳の趣旨をふまえ、生徒が主体的に考える活動を取り入れるとともに、道徳授業を通じて全教科・領域で道徳教育を展開し、思いやりをもって社会に貢献しようとする意識や態度を育成する。
道徳授業地区公開講座を開催し、道徳教育を広く地域で開くとともに、意見交流を充実させ保護者や地域とが連携して、生徒の豊かな心を育む。
「いじめを許さない学校づくり」を目指して、弁護士を招聘した講話や体験学習を通して考える機会を設定する。

3 特別支援教育の充実

- (1) 特別支援教室拠点校として連携・情報共有に努め、「学校生活支援シート」「個別指導計画」を作成して教職員の共通理解を図り、立川学校支援員等を活用して個に応じた指導を充実させる。
- (2) 特別支援教育委員会で、不登校や課題のある生徒についての情報交換を行い、小さなSOSを見逃さず支援する。
- (3) 特別支援教育への理解を深めるため、特別支援教育研修会を実施し、講師に招き特別な支援が必要な生徒への理解や指導を学ぶ。
- (4) 教育支援課や適心指導教室との連携を密にするとともに、教育相談の巡回相談を活用し、生徒理解と適切な指導方法について理解を深める。
- (5) 生徒一人一人の思いを尊重し、多様なニーズに応じた教育を推進する。教育のユニバーサルデザインに視点を置いた教室環境を整備するとともに、生徒が安心できる学級や授業をつくる。

4 教職員の資質能力の向上

- (1) 教職員研修、研究会、研究授業ならびに立中教研に積極的に参加し、授業力の向上や生徒理解に取り組む。
- (2) 校内のOJTに積極的に取り組むとともに、若手教員(3年次までの教員)に対して、意図的計画的にOJTを行い授業力や学校運営力を組織的に育成する。
- (3) 服務研修や職員会議等を活用し、服務の厳正や服務事故の事例を通して教員の主体的な研修会を行い、教育公務員としての服務規律の自覚や人権感覚を高める。
- (4) コンプライアンスリーダーを活用し、服務規律を徹底するとともに、自己申告において服務上の課題や目標を設定し、服務事故ゼロを目指して取り組む。

5 組織の活性化

- (1) 校務分掌の組織を活用し、職務を明確にするとともに、主幹教諭、主任教諭のミドルマネジメントを機能させ、組織を活かした学校経営を推進する。
- (2) 苦情、事故等は「報告・連絡・相談・記録」を徹底し、組織として課題に取り組む。
特に初期対応の重要性を認識し、丁寧に問題の解決を図る。
- (3) 共同事務室、六中事務室との連携による会計監査システムを構築し、学校の会計事故を防止する。また、適切に業者選定(移動教室・修学旅行等)を行い透明性と説明責任を果たす。